平成２１年（排）第２０号

排　除　命　令　書

大阪市淀川区西中島六丁目９番２０号
株式会社ナスカ
同代表者　代表取締役　後　藤　　晃

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ナスカ（以下主文において「ナスカ」という。）は,取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「復活くん」と称する商品（以下主文において「復活くん」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成２０年２月ころ以降当該商品の包装容器の表面及び裏面において，当該商品を携帯電話端末（以下主文において「携帯電話」という。）に内蔵されている充電池の裏に設置して携帯電話を使用することにより，当該商品が携帯電話のアンテナとして機能することによって携帯電話の電波の受信状態が大幅に向上するかのように，携帯電話を使用できる時間が１．５倍以上長くなるかのように,また，劣化した充電池の機能を再生し充電池の交換までの期間が２倍以上長くなるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　ナスカは，今後，復活くん又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員

に周知徹底しなければならない。

3　ナスカは，今後，復活くん又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく前項の表示と同様の表示をしてはならない。

4　ナスカは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ナスカ（以下「ナスカ」という。）は，肩書地に本店を置き，日用雑貨品の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) ナスカは，平成１６年３月ころ以降，「復活くん」と称する商品（以下「復活くん」という。）を大韓民国に所在する事業者に委託して製造させ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) 復活くんは，銅板に鉱石の粉末を塗布した商品であり，携帯電話端末（以下「携帯電話」という。）に内蔵されている充電池の裏に設置して携帯電話を使用することにより，当該商品が携帯電話のアンテナとして機能することによって携帯電話の電波の受信状態が大幅に向上し，携帯電話を使用できる時間が１．５倍以上長くなり，また，劣化した充電池の機能を再生し充電池の交換までの期間が２倍以上長くなるとする商品である。

3　ナスカは，復活くんについて，平成２０年２月ころ以降，当該商品の包装容器の表面（別添写し１）に「ケータイの受信状態がグ～ンとアップ！！」，「電池の使用時間が１．５倍以上長くなる」及び「電池の寿命が２倍以上長くなる」と，同裏面（別添写し２）に「●電池の下に敷くだけで携帯電話の使用時間を１．５倍以上長くする携帯電話用・バッテリー機能再生シートです。」，「●劣化した充電内容の機能を再生し、電池の寿命を２倍以上長くすることができます。」，「●銅板を使用しているのでアンテナの機能を果たし、受信状態がグ～ンとアップします。」及び「【エネルギーのしくみ】　電池を繰り返し使用している（携帯電話の電池は放電を繰り返す）と内部に不純物（スラグ）が発生し、これが蓄積されると電子の流れを阻害して充電容量を少しずつ減少させてしまいます。これが電池寿命が短くなる原因です。「復活くん」は、特殊に配合した鉱石微粒子素材を、銅板（特殊処理）に接着させることにより、電池内部に励起作用やイオ

ン化作用が働き、電池内部の不純物（スラグ）を速やかに細分化、電池を活性化します。電池内部での電子イオンの流れをスムーズにします。」と記載するとともに，縦軸を「電圧（Ｖ）」，横軸を「経過時間」として，「※グラフは電話機に一定の負荷をかけた時の計測値です。」と記載がある線グラフを掲載することにより，あたかも，当該商品を携帯電話に内蔵されている充電池の裏に設置して携帯電話を使用することにより，当該商品が携帯電話のアンテナとして機能することによって携帯電話の電波の受信状態が大幅に向上するかのように，携帯電話を使用できる時間が１．５倍以上長くなるかのように，また，劣化した充電池の機能を再生し充電池の交換までの期間が２倍以上長くなるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ナスカに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ナスカは，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ナスカが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，復活くんの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年３月９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水